

任意予防接種の費用を 一部助成しています



予防接種法に基づかない任意予防接種は、被接種者が医師と相談のうえ接種するかどうかを判断して接種するもので、接種費用は全額自己負担となります。

斑鳩町では、感染症の発生及びまん延を防止するため、下記の任意予防接種の費用を一部助成しています。B型肝炎及び水痘予防接種がやむを得ず定期接種として受けられなかった場合についても費用助成がありますので、接種する場合はぜひこの制度をご利用ください。

予防接種名	予防できる病気	対象年齢	接種間隔	助成回数	助成金額
おたふくかぜ	おたふくかぜ	生後 12 か月～ 小学校就学前（年長児）まで	2～4 年の間隔 （日本小児科学会は 1 歳と小学校就学前 1 年 間を推奨しています）	2 回	接種に要した費用の 1/2 （上限 3,000 円/回）
B型肝炎	B型肝炎	生後 12 か月～36 か月まで	4 週間隔で 2 回、さらに 1 回目の接種から 20～24 週後に 1 回	3 回	接種に要した費用の 1/2 （上限 3,000 円/回）
水痘	みずぼうそう	生後 36 か月～ 小学校就学前（年長児）まで ※ただし水痘ワクチンを 2 回接種 していない児		1 回	接種に要した費用の 1/2 （上限 5,000 円/回）
インフルエンザ※	インフルエンザ	生後 6 か月～小学校 6 年生	2～4 週間隔で 2 回 ※点鼻液の場合は 1 回	（皮下注射） 2 回	上限 2,000 円/回
				（点鼻液） 1 回	上限 4,000 円/回 ※満 2 歳以上の児が対象
		中学 3 年生の人 高校 3 年生に相当する年齢の人		1 回	皮下注射または点鼻液に要 した費用の上限 2,000 円/回
		妊娠中の人		1 回	皮下注射に要した費用の 上限 2,000 円/回

※インフルエンザワクチンの接種期間は、令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日までです。

※経鼻弱毒生インフルエンザワクチンは、満 2 歳～19 歳未満の人（妊婦を除く）が対象になります。

受 け 方

○医療機関で事前に予約をして接種してください。

○接種の際には必ず母子健康手帳をお持ちください。

申請及び請求方法

○医療機関で接種後、接種日から 3 か月以内に保健センターで交付申請及び請求の手続きをしてください。
（インフルエンザは、令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までです。詳しくは、広報・ホームページ
でご確認ください。）

○手続きに必要なもの…ワクチン接種を証明する領収書・母子健康手帳・振込先がわかるもの

予防接種による健康被害救済制度について

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。この
予防接種は、任意（希望者のみ）の予防接種のため、重大な健康被害が生じた場合、独立行政法人医薬
品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。

斑鳩町保健センター
（生き生きプラザ斑鳩内）

電 話 0745-70-0001

FAX 0745-74-0903

受付時間：8:30～17:15（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）